

新潟市告示第 279 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 21 日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
県道	新潟港横越線	新潟市東区船江町一丁目 61 番 3 地先から	前 A	7.5~10.3	666.7
			前 B	5.9~14.4	699.1
		新潟市東区浜谷町二丁目 92 番 1 地先まで	後 A	7.5~10.3	666.7

備考 上記 A 及び B は，関係図面に表示する敷地の区分をいう。